

河川敷地占用許可の考え方について

河川敷地占用許可の考え方について

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障の無い範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものであるが、これを前提としつつ、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）では、国民の河川への親しみを醸成することが必要となっていることを踏まえ、個々の河川の実態に即して、適正に占用許可を行うこととしている。

具体的には、公園、広場等のように一般公衆の使用を増進する場合、橋梁設置のように社会経済の必要性に基づいて河川として甘受しなければならない場合等、占用目的、態様によって準則に定められた占用主体及び占用施設について、占用許可申請を認めることとし、さらに個々の占用許可に当たっては、準則に定められた基準により、治水上又は利水上の支障、他の者の利用との調整、河川整備計画等との調整、土地利用状況、景観及び環境との調整を行い、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとしている（準則第五１）。

また、占用許可を行おうとする場合には、当該占用に係る河川敷地が存する市町村の意見を踏まえつつ、河川管理者が具体的な許可についての判断をすべきこととされている（準則第五２）。

1. 占用主体、占用施設の考え方について

河川は公共空間であること等から、原則的な占用主体は、公共性又は公益性を有する者としているが、例外的な占用主体として、通路、階段等の占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等、及びグライダ-練習場等の占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等を認めている（準則第六）。

占用施設としては、河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設、公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設、河川空間を活用した街づくりに資する施設、河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設、住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設、周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設を、認めている（準則第七１、２）。

また、これらの施設と一体をなす利用者のための駐車場を認めるほか、公園・

緑地等の占用施設と一体をなす工作物として、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等の設置を認めている。(準則第七三)

2. 準則と河川環境整備計画等との関係について

河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならず、これらの計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない(準則第十)こととされており、これらの計画に沿って、占用許可は行われている。

(1) 河川環境管理基本計画

①河川環境管理基本計画について

昭和56年3月に建設大臣から河川審議会に「河川環境管理のあり方について」諮問し、同年12月の答申において提言された河川環境管理基本計画の策定を、河川局長通達「河川環境管理基本計画の策定について」(昭和58年6月28日)に基づき進めてきている。

② 河川環境管理基本計画の概要

河川環境管理基本計画は、河川環境の保全と創造に係る施策を一元的、総合的かつ計画的に実施するための基本的事項について、河川管理者、地方公共団体、学識経験者等からなる協議会の意見を聴いた上、河川管理者が策定するものであり、河川空間管理計画と水環境管理計画から成る。

・河川空間管理計画

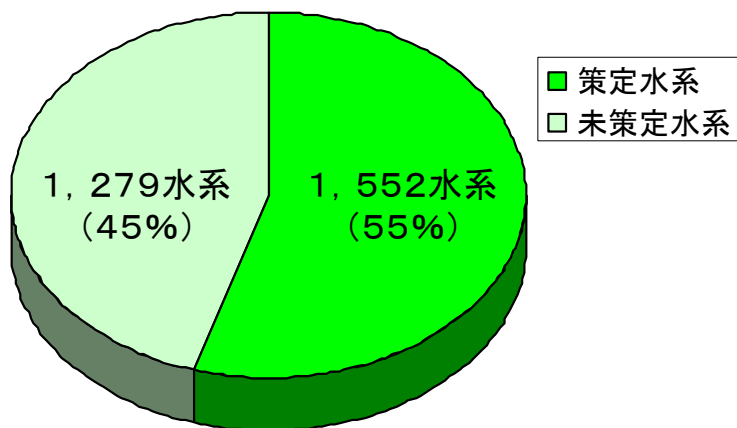
河川における自然環境の保全と人工的利用との調和を図るために、地域の特性に応じ河川内を、自然ゾーン、自然利用ゾーン、整備ゾーンといった地域区分を設け、それぞれに相応しい河川工事や管理を行う計画。

・水環境管理計画

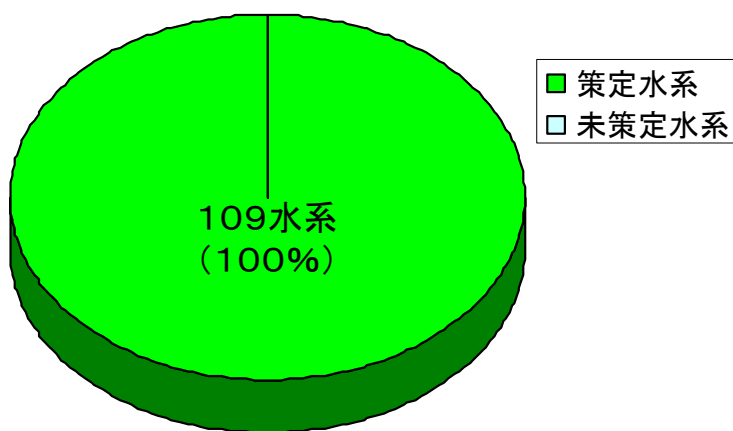
河川の特성에応じて水量、水質に関して目標を設定するとともに、良好な水環境を維持・形成するための基本的な方針を定める計画。

③河川空間管理計画の策定状況

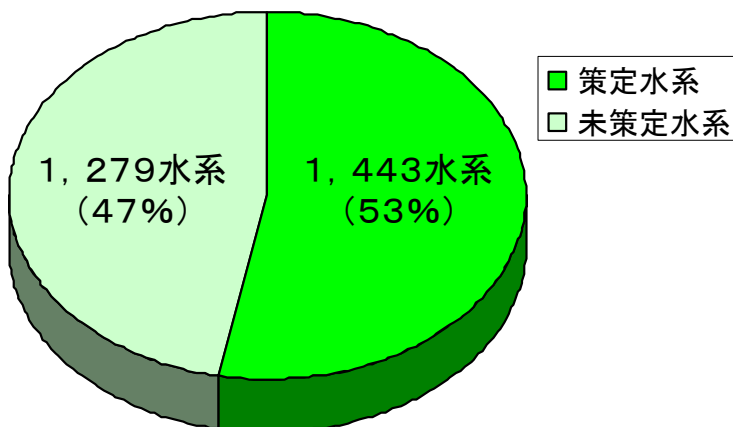
【Fig. 1 一級及び二級水系における河川空間管理計画の策定状況】



【Fig. 2 一級水系における河川空間管理計画の策定状況】

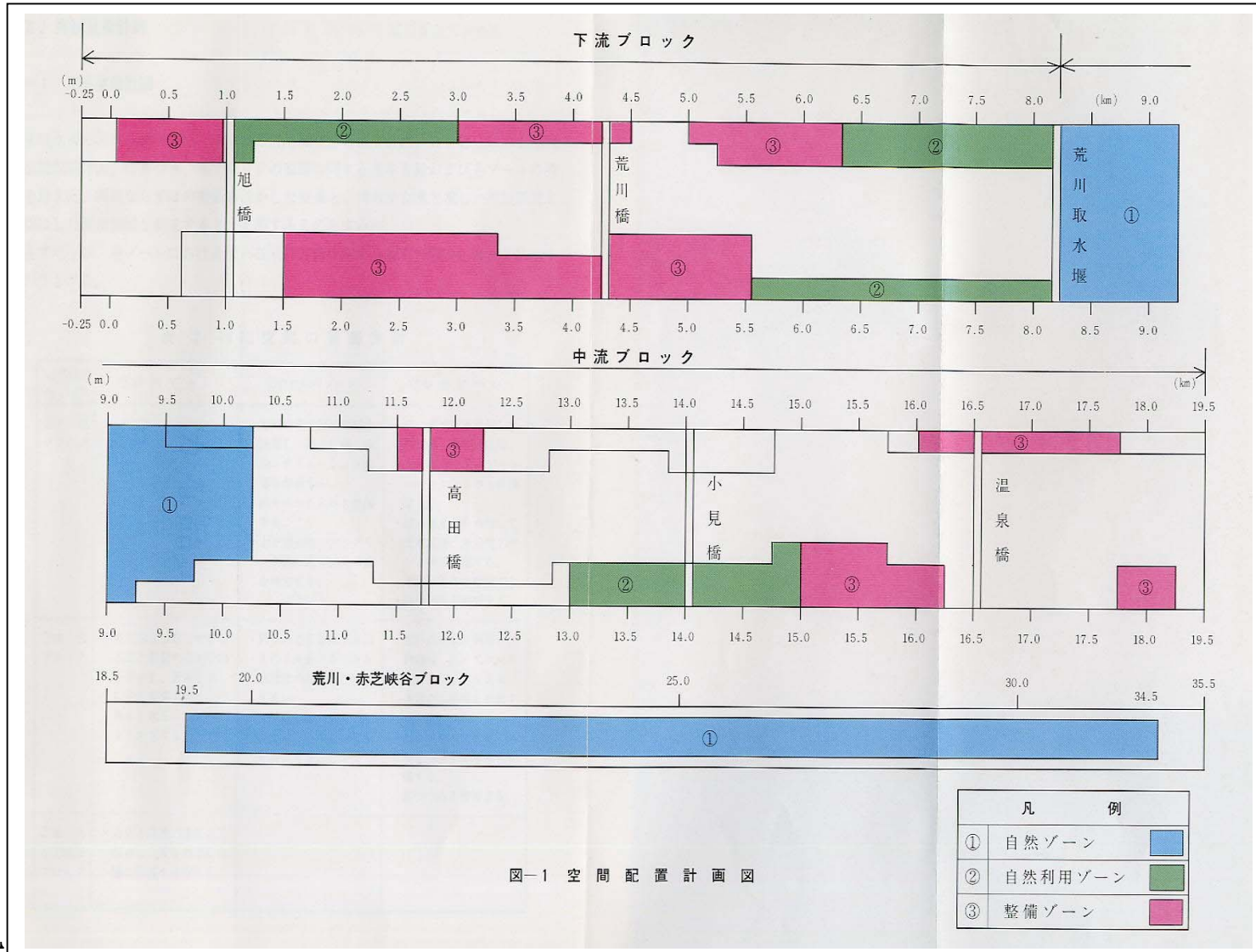


【Fig. 3 二級水系における河川空間管理計画の策定状況】



(2) 河川空間管理計画の例

①一級河川荒川水系荒川



○地域区分等

・自然ゾーン

河川特有の美しい河川景観や豊かな自然植生があり、治水・利水目的及び河川空間の利用に際しても自然環境を可能な限り尊重し、自然とふれあう場として利用することが望ましい空間

・自然利用ゾーン

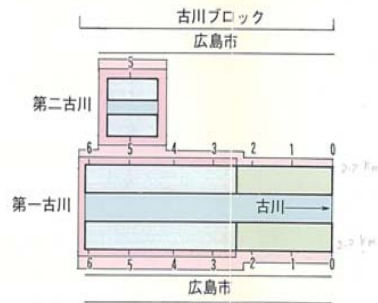
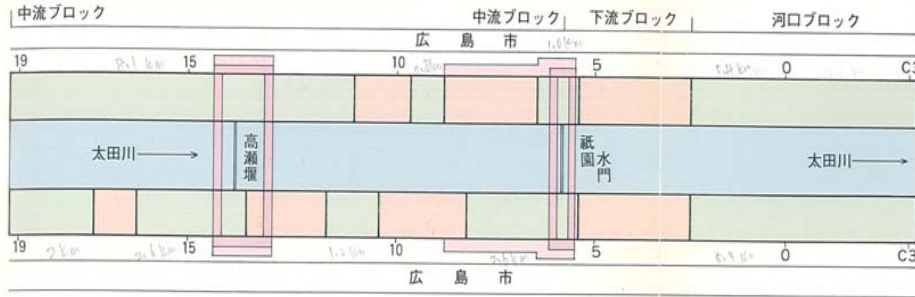
河川特有の自然環境を活用し、釣りや散歩など自然志向のレクリエーション活動の場として利用することが望ましい空間

・整備ゾーン

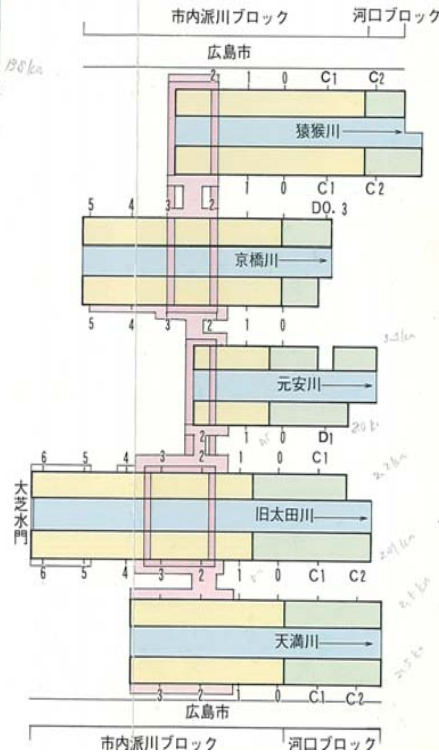
河川空間ならではの親水性と広々とした高水敷を活用し、自由に遊んだり、スポーツ活動ができる場として利用することが望ましい空間

②一級河川太田川水系太田川ほか

図-1 空間配置計画図



| 凡 例 | |
|-----------------|---------------|
| ゾーンタイプ | |
| 1 自然ゾーン | (Green) |
| 2 自然レクリエーションゾーン | (Light Green) |
| 3 親水ゾーン | (Blue) |
| 4 都市景観ゾーン | (Yellow) |
| 5 広場ゾーン | (Orange) |
| 拠点地区 | (Pink) |
| ネットワーク | (Red) |



○地域区分等

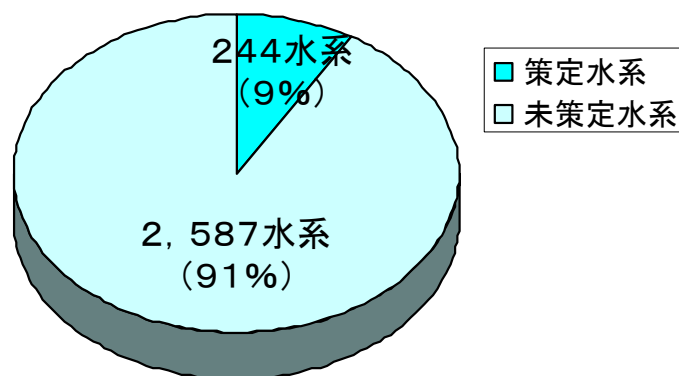
- ・自然ゾーン
河川特有の自然環境や清涼な流れが織りなす美しい河川景観を保全し、原則として治水・利水目的以外の人工改変を行わず、あるがままの自然とふれあう場として利用することが望ましい空間
- ・自然レクリエーションゾーン
高水敷や河口部の広い空間で、河川特有の自然環境を活用し、自由にレクリエーション活動ができる場として利用することが望ましい空間
- ・親水ゾーン
清涼な流れを活用し、川とふれあい楽しむ場として利用することが望ましい空間
- ・都市景観ゾーン
「水の都広島」のシンボルとして、太田川とまちが一体となって形成する美しい都市景観の保全と創造を図ることが望ましい空間。
- ・広場ゾーン
広々とした高水敷を活用し、自由に遊んだり、スポーツ活動ができる場として利用することが望ましい空間。

(3) 河川整備基本方針等

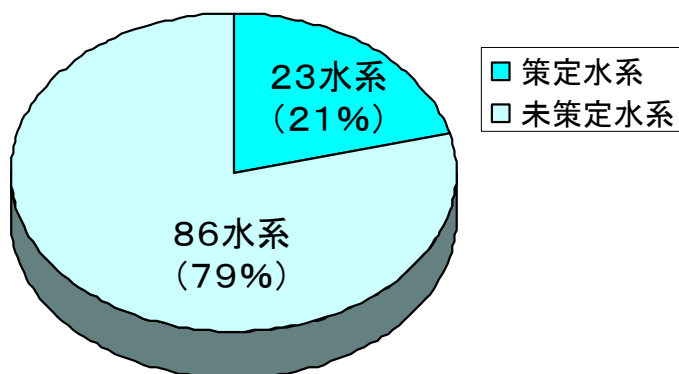
①河川整備基本方針について

河川管理者が、工事及び河川の維持についての基本となるべき方針として、従来工事実施基本計画で定められていた事項のうち、全国的な整備バランスを確保しつつ、水系全体を見渡して定める必要のある事項を策定。具体的には、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び河川の整備の基本となるべき事項を定める。

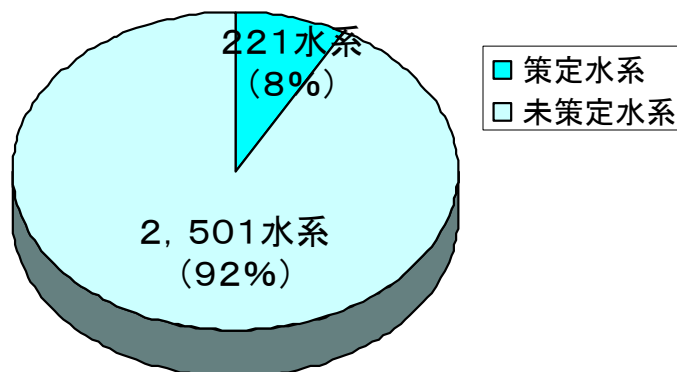
【Fig. 4 一級及び二級水系における河川整備基本方針の策定状況】



【Fig. 5 一級水系における河川整備基本方針の策定状況】



【Fig. 6 二級水系における河川整備基本方針の策定状況】



②河川整備計画について

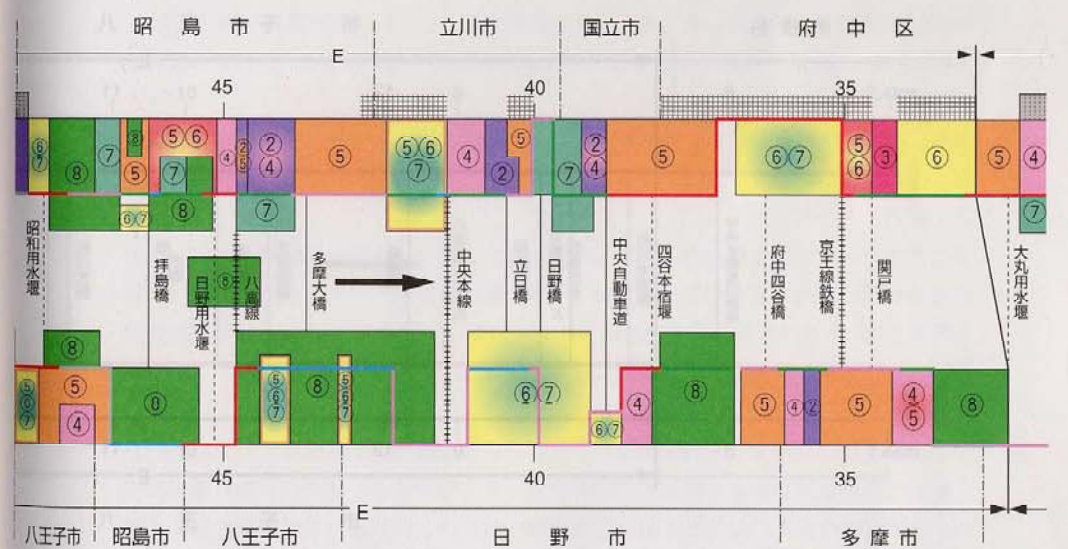
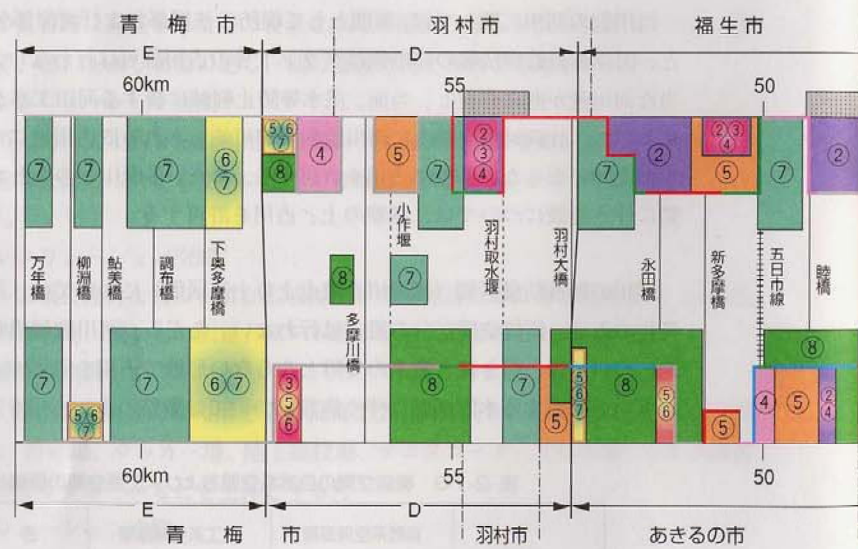
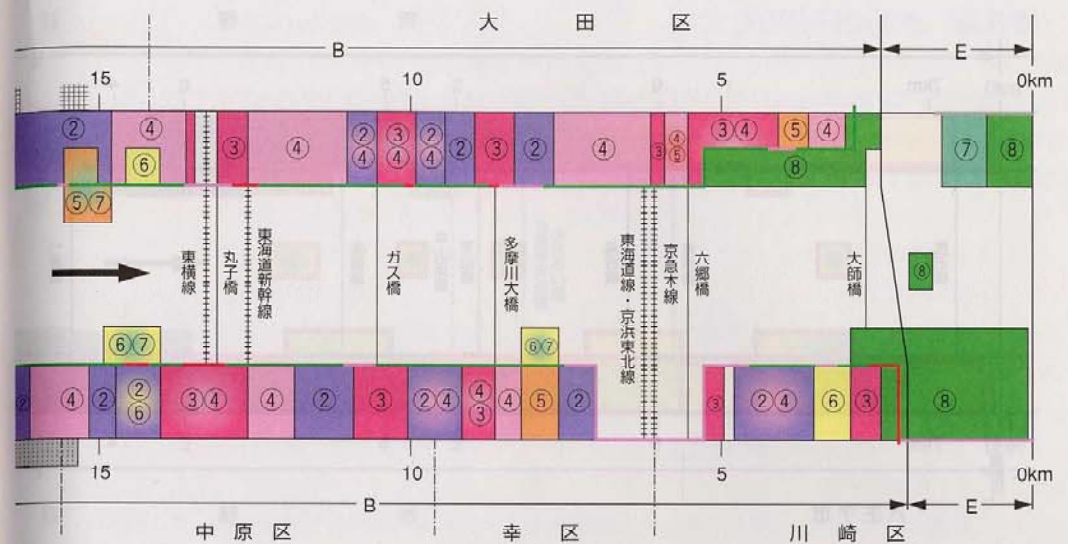
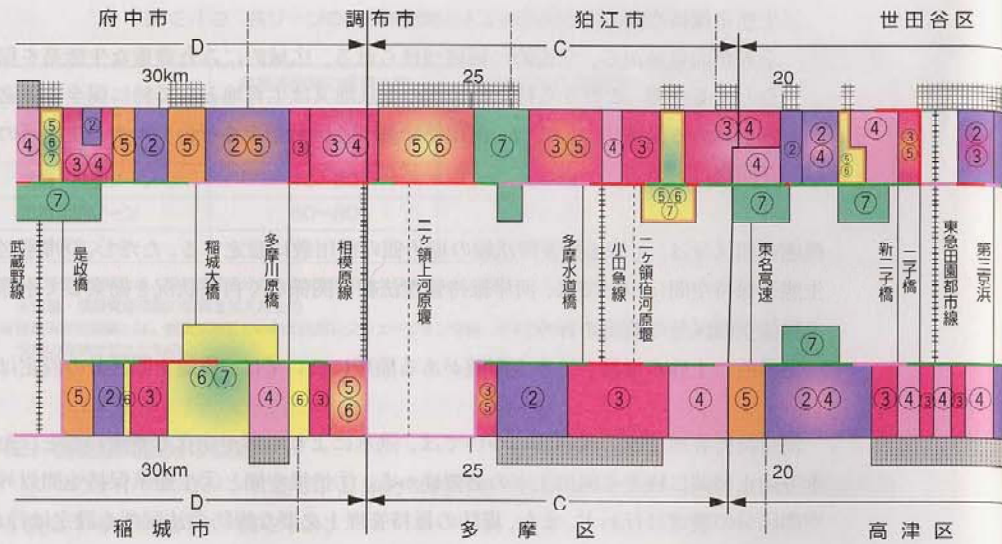
河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（河川整備計画）を策定することとされており、平成16年1月26日現在指定区間外の一級水系においては9河川、指定区間の一級水系においては61の圏域等において策定されている。

【一級水系(国土交通大臣管理区間)】

| 整備局 | 水系名 | 整備計画／決定日 |
|---------|--------------|-------------|
| 北海道開発局 | るもいがわ 留萌川 | 平成13年10月18日 |
| 北海道開発局 | さるがわ 沙流川 | 平成14年7月19日 |
| 東北地方整備局 | もがみがわ 最上川 | 平成14年11月19日 |
| 関東地方整備局 | たまがわ 多摩川 | 平成13年3月30日 |
| 中部地方整備局 | とよかわ 豊川 | 平成13年11月28日 |
| 近畿地方整備局 | ゆらがわ 由良川 | 平成15年8月28日 |
| 四国地方整備局 | わたりがわ 渡川 | 平成13年12月27日 |
| 九州地方整備局 | おおのがわ 大野川 | 平成12年11月27日 |
| 九州地方整備局 | しらかわ 白川 | 平成14年7月23日 |

* 渡川水系の河川整備計画は、中筋川圏域について策定

③河川整備計画の例（多摩川水系多摩川）



○地域区分等

・人工整備ゾーン（Aタイプ）

運動施設、遊戯施設、休憩施設、修景施設、便益施設等の人工的施設を積極的に整備するゾーンである。

・施設利用ゾーン（Bタイプ）

人工的な施設が中心となるが、とくに堤外地の自然環境が優れている部分については、自然的レクリエーション施設、文教施設を配慮する。

・整備・自然ゾーン（Cタイプ）

人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーンであり、散策路、休憩施設等を配慮する。

・自然利用ゾーン（Dタイプ）

野草園、自然観察園、自然探勝路等の自然的な施設を中心に整備する。若干の人工的施設を配慮する。

・自然保全ゾーン（Eタイプ）

自然生態系の保全を目的としたゾーンであり、積極的な人工的利用を図るための施設は原則として持ち込まない。

5つのタイプのゾーンに応じ、具体的な利用又は保全の内容を示す、8つの機能空間を設定する。

①避難空間

沿川住民が災害時に避難するための安全な広場を確保しようとする要請にこたえる機能空間（②、③、④及び必要に応じ、他の機能空間と重複する場合がある）。

②地先施設レクリエーション空間

沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリエーション空間を意味し、例えば児童公園、近隣公園等に対する要請にこたえる機能空間（芝生、ベンチ、花壇などを主体とする）。

③広域施設レクリエーション空間

総合公園、広域公園的な利用を望む広域住民からの要請にこたえる機能空間（自由広場、ねころび広場、催しもの広場、ボート場、交通公園などを主体とする）。

④運動・健康管理空間

運動公園、健康管理施設的な利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる空間（運動広場、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ場、ゴルフ練習場、サイクリングコースなどを主体とする）。

⑤自然レクリエーション空間

多摩川の自然との触れ合いを対象としたレクリエーション利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間(野草広場、ピクニック広場、オリエンテーリング、水遊び、ハイキングなどを主体とする)。

⑥文教空間

多摩川の自然との触れ合いを対象とした文教空間に対する広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間(自然観察広場、野鳥園、昆虫採集、野草園などを主体とする)。

⑦情操空間

身近な自然を保全若しくは保護することで、住民の情操観念の育成に資する機能を有し沿川地域からの要請にこたえる空間(人為的な改変などを行わず、自然のままの状態であるところ)。

⑧生態系保持空間

全人类的見地から、学術的に価値づけられる、広域的にみた貴重な生態系を保持しようとする空間。このうち特に動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認める区域については、河川法に基づく区域指定を行い、本来の生態系の保全及び回復に努める。

3. 土地利用状況、景観及び環境との調整について

平成9年6月河川法が改正され、河川法の目的に環境が加えられたことを受け、平成11年の占用許可準則見直しについての河川審議会答申において、「自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっている。」と記載され、現在の準則において、「河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない」(準則第十一)こととされている。

さらに、現在、景観法の制定作業が進められており、同法における景観計画との調整を図る観点から、河川区域内において景観を損なう占用施設については許可しないこととする必要があり、この点について準則規定の修正を検討する必要がある。

4. 市町村意見聴取制度

(1) 概要

河川敷地は、基本的にはその周辺住民により利用されるものであり、また、その利用形態によっては、騒音問題等の被害を被るのも周辺住民であること等の理由から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断することとしている。このため、市町村意見聴取制度を設けている。

(2) 手続等

地元市町村への意見聴取は、占用の許可申請の内容を示すとともに、標準処理期間等を勘案した上で、適切な期限を付して文書により照会。

| | | |
|--|---|-----|
| | 番 | 号 |
| | 年 | 月 日 |
| ○ ○ 市 長 殿 | | |
| | ○ ○ 地方整備局長 | |
| 河川法に基づく占用許可について(意見聴取) | | |
| 標記について、下記のとおり申請がありましたので、河川敷地占用許可準則(平成11年8月5日付け建設省河政第67号 事務次官通達)第五第2項(或いは第3項)に基づき意見聴取します。 | | |
| なお、意見提出については、文書にて平成○年○月○日までをお願いします。 | | |
| 記 | | |
| 1. 申請者 | ○○○ | |
| 2. 申請内容 | 占用の目的及び態様(必要に応じて河川管理者の意見書 | |
| 3. 資料 | 別添のとおり(河川法施行規則別記第八(甲)、(乙の2)等理由書、平面図、構造図等) | |
| | 問い合わせ先及び提出先 | |
| | 〒○○○-○○○○ | |
| | 住 所 | |
| | ○○○事務所 ○○○課 | |
| | 電話○○○○-○○-○○○○ | |
| 注意:意見聴取に必要な項目(添付資料等を含む)は市町村と調整すること。 | | |